

工事全体スケジュール

※工事の進捗によりスケジュール等は変更する場合があります。

	令和7年						令和8年												令和9年												令和10年								
	令和7年度						令和8年度												令和9年度												令和10年度								
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
■ 工事	STEP 0 仮設棟 建設工事						STEP 1 増築棟・管理棟1階工事												STEP 2 管理棟 2・3 階 改修工事			STEP 3 教室棟 3 階改修工事						STEP 4 教室棟 1・2 階改修工事						STEP 5 用途変更工事					

STEP0・1 増築棟・管理棟1階工事 (R7.7～R8.12)

STEP0 では仮設棟を管理棟の南側に建設し、管理棟 1 階の職員室・会議室・更衣室は、工事中使用できないため、引越しを行います。
STEP1 では増築棟の増築工事と管理棟 1 階の増築、改修工事を実施します。

STEP2 管理棟2・3階 改修工事 (R9.1 ~ R9.3)

STEP2 では仮設棟内に移動していた室を管理棟 1 階に戻した後、現在特別教室のある管理棟の 2・3 階を教室・特別支援教室へと改修します。管理棟 1 階及び増築棟の工事が完了しているため、管理棟 1 階を通じて増築棟内に新たに設置された特別教室が使用できます。

STEP3・4・5 教室棟1改修工事、用途変更改修 (R9.4～R10.9)

STEP3・4では教室棟1の改修工事を実施します。改修は階ごとに実施し、改修する階の直下階は騒音・振動が伝わりやすいことから、利用を制限します。管理棟2・3階の改修済みの教室や増築棟の仮教室へ移転しながら改修を進めます。教室棟の改修が完了し、仮教室の児童が教室棟へ移動した後で、仮教室を本来の用途へ戻すため、改修工事と家具の移動を実施します。

